

松田町工事等検査要綱

第1章

(趣旨)

第1条 この要綱は、松田町が発注する工事及び委託業務の検査に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 工 事 松田町が発注する建設業法別表第1の上欄に掲げる工事及び解体工事をいう。
- (2) 委 託 業 務 松田町が発注する工事に関連する委託業務をいう。
- (3) 工 事 等 工事及び委託業務をいう。
- (4) 工事等担当課 工事及び委託業務の執行を担当している課をいう。

2 前項に定めるもののほか、この要綱における用語の意義は、松田町契約規則(昭和44年規則第9号。以下「契約規則」という。)及び松田町工事執行規則(昭和45年規則第7号。以下「工事執規」という。)の例による。

(検査の種類)

第3条 検査の種類は、完成検査、出来形検査及び中間検査とする。

- (1) 完成検査は、工事等が完成したときに行う。完成検査では、出来形検査、中間検査において検査済み部分(部分引渡を受けたものは除く。)も必要に応じ確認することができるものとする。
- (2) 出来形検査は、工事等の既成部分について部分払い又は部分使用をしようとするとき若しくは工事の中止、打切り(工事請負契約約款第4条により履行保証を請求した場合を含む。)又は契約解除による既成部分の引受けをするときに行う。
- (3) 中間検査は、工事等完了後において出来形の確認が困難な場合又は適正な技術的施工を確保する必要がある場合に、監督員(契約規則に規定する「監督職員」をいう。以下同じ。)からの検査の依頼に基づき、検査員(契約規則に規定する「検査職員」をいう。以下同じ。)が、検査の実施を必要と認めたときに行う。

(検査員)

第4条 検査員には、次の各号に掲げる職員をあてるものとする。

- (1) 庶務課にあつては、課長又は課長が命ずる所属する職員(以下「庶務課検査員」という。)
- (2) 工事等担当課にあつては、課長又は課長が命ずる所属する職員(以下「工

事等担当課検査員」という。)

(検査の範囲)

第5条 庶務課検査員は、設計金額が300万円以上の工事の完成検査、中間検査及び出来形検査を行う。

2 前項以外の工事等の検査については、工事等担当課検査員が行う。

第6条 前条の規定にかかわらず、庶務課長は所属の職員によって検査を行うことが困難又は適当でないと判断したときは、他課等に検査を依頼することができる。

(検査の命令)

第7条 第4条において、課長は所属する職員に検査を命ずるときは、工事完成届(工執規則第5号様式)、委託業務の完成届又は出来形検査申請書(工執規則第6号様式)の余白に命令事項を記入することとする。

第2章 検査の実施

(検査員の心得)

第8条 検査員は、検査にあたりその責務を自覚し公正にこれを行わなければならない。

(検査時期)

第9条 工事の完成検査及び出来形検査は、工事完成届及び出来形検査申請書を受理した日から14日以内に行わなければならない。

2 委託業務の完成検査及び出来形検査は、委託業務の完成届及び出来形検査申請書を受理した日から10日以内に行わなければならない。

3 中間検査は、その都度速やかに行うものとする。

(検査の立会)

第10条 工事の検査に際しては、工事等担当課の課長(以下「工事等担当課長」という。)は監督員のほかに、当該工事の請負者(又は現場代理人)及び主任(監理)技術者を立ち合わせなければならない。また、工事監理、常駐監督業務及び現場技術業務(以下「工事監理等」という。)を委託している工事にあつては、工事監理等に従事する者を立ち合わせなければならない。

2 工事等担当課長は委託業務の検査に際しては、工事担当課長は調査職員(この要綱による「監督員」をいう。以下同じ。)のほかに、当該委託業務の受注者、管理技術者及び照査技術者を立ち合わせなければならない。ただし、受注者の立会ができない場合は、管理技術者に代えることができる。

(検査の準備)

第11条 工事の検査に際して監督員及び請負者は、次の各号に定める書類等の準備を行うものとする。

(1) 監督員

- ア 契約書、設計図書、工事施工管理資料、材料検査、指示書及び工事打合簿等工事施工上の関係書類
- イ 施工管理基準、検査基準に基づく破壊検査及び検査員からあらかじめ指示された場合の破壊の請負業者への指示及び確認
- ウ その他必要とされるもの

(2) 請負者

- ア 工事施工にあたって作成したすべての工事施工管理資料及び材料検査の記録
- イ 必要により現地の測点、距離、幅員、厚さ等検査範囲及び構造物の出来形寸法の表示
- ウ 他の官公庁との手続関係書類等
- エ 検査に必要な用具
- オ 監督員の指示による検査のための破壊
- カ その他監督員から指示された事項及び必要とされるもの

2 委託業務の検査に際して調査職員及び受注者は、次の各号に定める書類等の準備を行うものとする。

(1) 調査職員

- ア 契約書、設計図書、契約書の中で行われた指示及び協議等の関係書類
- イ その他必要とされるもの

(2) 受注者

- ア 成果物
- イ 契約書、設計図書、契約書の中で行われた指示及び協議等の関係書類
- ウ 成果物の作成にあたって使用した基準書等
- エ 他の官公庁との手続関係書類等
- オ 検査に必要な用具
- カ その他必要とされるもの

(検査の実施)

第 12 条 検査員は、契約書、設計図書、工事写真及びその他の関係書類に基づいて、工事にあつては実施について、委託業務にあつては成果物（必要に応じ実地も含む。）について、それぞれ検査し、確認しなければならない。

2 前項にかかわらず、実地について明視することができない地下若しくは水中その他外部からは検査を行い難い部分については、出来形管理写真及び中間検査復命書等によりこれを確認することができる。

(検査の技術基準)

第 13 条 検査員が検査を実施するにあたって必要な検査基準は、「神奈川県県土

整備部土木工事検査基準」及び「神奈川県県土整備部建築工事検査基準」とする。

(破壊検査等)

第14条 検査員は、検査にあたり必要があると認めるときは、既成部分の一部を破壊もしくは検査等によりその内容を確認するものとする。

(工事の手直し命令)

第15条 検査員は、検査の結果、工事等の既成部分が契約内容に適合しない場合は遅滞なく手直しをさせなければならない。

2 庶務課検査員による検査において、前項に規定する手直しの命令をするときは、庶務課長は、工事等手直し通知書(第1号様式)により工事等担当課長に指示事項を通知し、これに基づき、工事等担当課長は、請負者又は受注者(以下「請負者等」という。)に工事等手直し指示書(第2号様式)を交付しなければならない。この場合において、手直し事項が重大な場合、庶務課長は工事等担当課長と協議しなければならない。

3 工事等担当課検査員による検査において、第1項に規定する手直しの命令をするときは、工事等担当課長が工事等手直し指示書に手直し指示事項を記載のうえ請負者等に交付することによって行うものとする。

(手直し工事の施工等)

第16条 請負者等は、前条により手直し指示があった場合は、速やかに手直し工事の施工等を実施しなければならない。

2 請負者等は、手直し工事等が完了したときは、手直し工事等完了届(第3号様式)を工事等担当課長に提出しなければならない。

(再検査)

第17条 工事等担当課長が、手直し工事等完了届を受理したときは、再検査を行わなければならない。庶務課検査員による検査の場合は、工事等担当課長は手直し工事等完了届を庶務課長に合議し、再検査を受けなければならない。

2 前項による検査は、手直し部分について行い、当初検査を担当した検査員をもってこれにあてるものとする。ただし、やむを得ない場合は他の職員をあてることができる。

3 前2項により検査を完了したときは、検査員は工事等手直し確認書(第4号様式)により、検査命令者に報告しなければならない。

(工事等の軽微な手直し)

第18条 検査員は、検査の結果軽微な手直しの必要があると認めるときは、工事等結果指摘(手直)事項調書(第5号様式)により監督員及び現場監理を委託している監理事務所等に指示するものとする。

2 請負者等は、前項の指示を受けたときは速やかに手直しを実施し、その完了

について監督員の確認を受けなければならない。

3 監督員は、手直し完了を確認したときは、遅滞なく工事等結果指摘（手直）事項調書により検査員及び工事等担当課長に報告するものとする。

（検査の中止）

第 19 条 検査員は、検査の実施にあたり次の各号の一に該当するときは検査を中止し、直ちに検査命令者に報告してその指示を受けなければならない。

(1)請負者等若しくは現場代理人又はその他の使用人が検査の実施を妨害したとき

(2)工事の施工状況等が設計図書等と著しく相違しているとき又は工事の施工結果等に重大な欠陥を発見したとき

(3)前 2 号のほか検査の実施が困難となったとき

（検査の復命）

第 20 条 検査員は、所定の検査を終了したときは、工事については松田町請負工事成績評定要領（以下「工事評定要領」という。）に基づき成績を評定し、次の各号に掲げる書類等を添付した工事検査復命書（第 6 号様式）を検査命令者に提出しなければならない。ただし、成績評定を行わない工事等の検査においては、特別の定めがない限り、松田町契約規則第 49 条の検査の報告をすることをもって、検査の復命とする。

(1)成績を評定した書類

(2)検査の際撮影した写真

(3)手直しを命じた場合にあつては工事等手直し確認書

(4)その他必要とされるもの

第 3 章 雑則

（検査結果の通知等）

第 21 条 庶務課長は、完成検査、出来形検査及び中間検査を実施した場合は、工事検査復命書等を工事等担当課に合議し、決裁を受けた工事検査復命書等の写しを工事等担当課に送付する。

（実施細目）

第 22 条 この要綱に定めるもののほか、工事等の検査に関し必要な事項は町長が別に定める。

附則

1 この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

第1号様式（松田町工事等検査要綱第15条関係）

工事等手直し通知書

年 月 日

工事等担当課長 殿

庶務課長

工事名			
請負者名		契約金額	
工事場所		検査年月日	年 月 日

上記工事について検査を実施したところ次の修補（改造）が必要ですので、別紙指示書により手直しを指示されるよう通知します。

手直し工事の期間	年	月	日	から	年	月	日	まで
指摘事項及び手直し事項								

（問い合わせ先は、庶務課庶務係）

第2号様式（松田町工事等検査要綱第15条関係）

工事等手直し指示書

年 月 日

（請負者等） 殿

（工事等担当課長）

工事名			
請負者名		契約金額	
工事場所		検査年月日	年 月 日

上記工事等について検査を実施したところ次の修補（改造）が必要ですので、手直しを指示します。

なお、手直しが完了したときは工事等手直し完了届を提出してください。

手直し工事等の期間	年 月 日 から	年 月 日 まで
指摘事項及び手直し事項		

第3号様式（松田町工事等検査要綱第16条関係）

工事等手直し完了届

年 月 日

工事等担当課長 殿

(請負者等) 印

工事名			
請負者名		契約金額	
工事場所		検査年月日	年 月 日

上記工事等について、次の指示のとおり手直しを完了しましたので届け出ます。

手直し工事等の期間	年 月 日 から	年 月 日 まで
指摘事項及び手直し事項		

第4号様式（松田町工事等検査要綱第17条関係）

工事等手直し確認書

年 月 日

（検査命令者） 殿

検査員 職氏名 印

工事名			
請負者名		契約金額	
工事場所		検査年月日	年 月 日

上記工事等について、手直し工事等が指示のとおり完了したことを確認しましたので、報告します。

手直し工事等の期間	年	月	日	から	年	月	日	まで
指摘事項及び手直し事項								

第5号様式（松田町工事等検査要綱 第18条）

工事等結果指摘（手直）事項調書

工 事 名			
工 事 場 所			
検 査 年 月 日	年 月 日	検査の種類	
検 査 員	（課名・職・氏名）		
請 負 者 名		契約金額	
工 事 概 要			
契 約 工 期		出 来 高	
監 督 員	（課名・職・氏名）		
監 理 事 務 所 等			
下記の指摘事項は 年 月 日から 年 月 日までの 日間で完了いたします。 年 月 日 請負者（現場代理人・管理技術者） 印			
指摘事項			
上記指摘事項の手直しが完成したことを確認しました。 年 月 日 監督員 印			

*監督員は、手直し確認後、原本を検査員に提出すること。

工事（完成・出来形・中間）検査復命書

殿

年 月 日に検査を終了したので復命します。

検査員 職・氏名

印

工事担当課名				公共・町単	
工事名					
工事場所					
請負者名					
契約金額		円	契約年月日	年 月 日	
変更契約金額		円	契約工期	年 月 日から	
今回出来形査定金額		円		年 月 日まで	
検査 立 会 人	課 名	監督員氏名	(完成・出来形・中間) 年月日	年 月 日	
			(完成・出来形・中間) 確認年月日	年 月 日	
	監理事務所名	現場技術員氏名	請 負 者	請負者または現場代理人	
				主任（監理）技術者	
種 別		検査年月日	評定者		評定点
監督員評定					点
担当課長等評定					点
評 定 済	①出来形・中間	年 月 日			点
	②出来形・中間	年 月 日			点
	平 均				点
検査員完成（出来形・中間）評定					点
評定点計					点
法令遵守等					点
評定点					点
工 事 概 要			検査結果・所見等		
(出来形 %)					